

一般財団法人ユニオン奨学財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人ユニオン奨学財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国の高等学校・大学等に在学する日本人学生及び外国人留学生で、学業・人物共に優秀でかつ健康であつて学資の支弁が困難と認められる者に奨学金の支給を行い、又経済的に困窮する学生に対し学生寮を廉価にて提供し、将来の社会に貢献しうる有用な人材を育成するとともに教育・学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 我が国の高等学校・大学等に在学する日本人学生及び外国人留学生への奨学金の給付
- (2) 奨学金受給者に対する生活指導及び助言
- (3) 奨学金受給者との交流事業
- (4) 学生寮の設置運営
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する公益目的事業については日本全国とする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、附則第3項の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(財産の種類別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事(理事長)が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事(理事長)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事(理事長)が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条 代表理事（理事長）は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（剰余金の非分配）

第12条の2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第13条 この法人に、評議員3人以上6人以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の3

分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 前項の場合には、評議委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあつて

は、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 6 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者(退任した評議員)の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第16条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬額の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認

- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、代表理事は、評議員会の日1日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を掲載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1人が、記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第6章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款の定めるもののほか、監事により別に定める。

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議に

よって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第35条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事(理事長)、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定時(定例)理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時(定例)理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事(理事長)が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事(理事長)以外の理事から代表理事(理事長)に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項又は第3項に基づき、監事から代表理事(理事長)に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、代表理事(理事長)が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事(理事長)が欠けたとき又は代表理事(理事長)に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 代表理事(理事長)は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の1日前までに、各理事及び

監事に対しその通知を発しなければならない。

- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、代表理事（理事長）がこれに当たる。ただし、代表理事（理事長）に事故があるとき又は代表理事（理事長）が欠けたときは、他の理事（副理事長・専務理事・常務理事）がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した代表理事（理事長）及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第46条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(合併等)

第48条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長、部長等の重要な職員は、代表理事（理事長）が理事会の承認を経て任免する。

4 前項以外の職員は、代表理事（理事長）が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事（理事長）が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を維持するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第13章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。